

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 58 年 8 月から平成 8 年 5 月まで

私の前妻は、申立期間当時、私の国民年金の再加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間当時、私たち家族が国民健康保険に加入していなかったということは考えられず、国民年金と国民健康保険は同時に加入するため、申立期間は国民年金にも加入し、保険料を納付しているはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は当該期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、厚生年金保険脱退後、当該期間直前の昭和 55 年 3 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえるなど、申立内容に不自然さはいかたがえない。

2 一方、申立期間②については、申立人は当該期間に係る国民年金の再加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の再加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の前妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳において、申立期間①に係る被保険者資格の取得日は記載されているものの、申立期間②に係る取得日は記載されておらず、オンライン記録では、国民年金の未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の前妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、申立人の前妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、国民年金と国民健康保険は同時に加入していたはずであると説明しているところ、当時居住していた市における申立人の当該期間に係る国民健康保険の加入記録は確認できるものの、当該市は、国民健康保険の加入を行った者に対して国民年金の任意加入の勧奨を行っていたかどうかは分からないとしている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料、55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から同年 6 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで

私は、これまで住所変更と一緒に国民年金関係の手续を行い、役所から送付された納付書により付加保険料を含む国民年金保険料を金融機関等で納付してきた。申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料が未納で、申立期間②及び③の付加保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①はA市に居住し、申立期間②はA市からB区に、申立期間③はB区からA市にそれぞれ転居した時期に当たることがA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人はいずれも国民年金の住所変更手続を行っていたことが認められる上、昭和 48 年 4 月に付加保険料の納付の申出を行った以降は付加保険料の納付を辞退したとの記録は確認できない。

また、申立人は定額保険料と付加保険料と一緒に納付していたと説明しているところ、申立期間②及び③の定額保険料は納付済みであり、申立期間当時、A市及びB区においては、定額保険料と付加保険料の合計額を記載した納付書を発行していたことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人は 20 歳以降、60 歳に到達するまで保険料を納付している上、申立期間（合計 9 か月）を除いて昭和 48 年 4 月から平成 3 年 5 月まで継続して付加保険料を納付しており、納付意識の高さが認められる。

加えて、申立期間①、②及び③はいずれも 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料、55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から同年 6 月までの期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月から同年 9 月まで
② 平成 2 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 16 年 4 月から 17 年 3 月まで

私は、もう会社に勤めないと決めた時点で、将来のことを考え、自身で国民年金の加入手続を行い、定額保険料と付加保険料を納付してきた。納付を忘れて後から納付したこともあるが、全て納付したはずである。満額年金がもらえるように 60 歳を超えてからも任意で加入し、定額保険料と付加保険料を納付している。申立期間①及び③の定額保険料及び付加保険料が未納で、申立期間②の付加保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時居住していた町の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、昭和 57 年 7 月 18 日に同町に転入していること、及び申立期間直前まで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人に対して申立期間以降も付加保険料を含めた納付書が交付されていたと認められるところ、申立期間当時から実質的に住んでいた次の居住地にも同町の指定金融機関が所在し、交付された納付書で当該期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、昭和 49 年 8 月 24 日に任意加入後、第 3 号被保険者制度が創設される前月の 61 年 3 月まで、申立期間を除き、長期間にわたって付加保険料を含めて国民年金保険料を納付している上、申立期間は 4 か月である。

2 申立期間②については、オンライン記録により、申立期間の定額保険料が平成 3 年 4 月 18 日に過年度納付されていることが確認でき、同時点で申立期間の付加保険料は、制度的に納付することはできない。

3 申立期間③については、オンライン記録により、その前後の期間の保険料を前納し

ていることが確認できるが、当該期間については前納の記録は無い。

また、申立人は、当該期間当時、主として郵便局で納付していたと説明しているところ、貯金事務センターは、保管資料を調査したが、当該期間の保険料の納付は確認ができなかったと回答している。

このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、平成 14 年 4 月からは保険料収納事務が国に一元化され、年金記録に収録される納付データは、基本的に保険料を収納した金融機関等からの電磁的データをもって収録されていることから、当該期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低いと考えられる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年12月27日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、自身の受けていた38万円の給与より低く記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、当初、38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年12月27日より後の9年1月6日付けで、7年8月に遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人と同様の処理が同社の事業主についても行われていることが確認できる。

また、A社の事業主は、申立期間において、申立人には30万円以上の報酬を支払っていたが、同社において滞納している厚生年金保険料の解消について社会保険事務所に相談したところ、役員の標準報酬月額を遡って引き下げ、滞納保険料を無くすよう指導を受け、それに従った旨回答している。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記減額訂正処理日において同社の役員であったことが確認できるところ、同社の事業主は、申立人は支店において設計事務に従事しており、自らが社会保険事務に係る権限を有していたと回答していることから、申立人は当該減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年7月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月26日から同年8月1日まで
② 昭和40年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。工場間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された申立人に係る人事情報台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年7月26日に同社D工場から同社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和35年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記人事情報台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社C工場から同社E工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和34年4月に入社してから41年12月末に退職するまで、グループ会社のC社に出向していた期間を除き、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録及び社会保険記録台帳並びに元同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年5月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和37年10月に入社して以来、59年*月の60歳定年まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年8月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成20年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成20年7月から21年2月までを24万円、同年3月から同年6月までを26万円、同年7月及び同年8月を24万円、同年9月から22年3月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成22年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間③から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年12月20日は26万7,000円、21年7月20日は27万円、同年12月20日は21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑥に係る標準賞与額19万3,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を19万3,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月21日から同年4月2日まで

- ② 平成20年4月2日から22年9月1日まで
- ③ 平成20年12月20日
- ④ 平成21年7月20日
- ⑤ 平成21年12月20日
- ⑥ 平成22年7月20日

A社に勤務していた期間のうち、平成20年3月21日から同年4月20日までの期間が支給対象となっている給与明細書において厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間②について、実際の給与額に見合う標準報酬月額の方がオンライン記録の標準報酬月額より高くなっている。さらに、申立期間③から⑥までについて、同社から賞与が支給されているにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当時の給与明細書及び賞与明細書を提出するので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出のあった当該期間における給与明細書及び事業主の回答により、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人は、平成20年4月2日から22年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

当該期間のうち、平成20年4月2日から22年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年4月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

3 申立期間②のうち、平成 20 年 7 月から 22 年 3 月までについて、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額から、平成 20 年 7 月から 21 年 2 月までは 24 万円、同年 3 月から同年 6 月までは 26 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 24 万円、同年 9 月から 22 年 3 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 20 年 4 月から同年 6 月までについて、上記給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高いものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

4 申立期間②のうち、平成 22 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、20 万円と記録されている。しかし、上記給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 24 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

5 申立期間③から⑤までについて、申立人から提出のあった当該期間における賞与明細書及び源泉徴収票により、申立人は、当該期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認

できる保険料控除額から、平成20年12月20日は26万7,000円、21年7月20日は27万円、同年12月20日は21万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

6 申立期間⑥について、上記賞与明細書により、当該期間に係る標準賞与額（19万3,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を19万3,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年11月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録及び厚生年金基金加入員資格喪失届に記載されている標準報酬月額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立人に係る資格喪失の届出を誤ったことを認めていることから、事業主は、昭和47年10月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年11月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録及び厚生年金基金加入員資格喪失届に記載されている標準報酬月額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立人に係る資格喪失の届出を誤ったことを認めていることから、事業主は、昭和47年10月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月25日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には定年退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社発行の職歴証明書及び同社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、上記人事記録から判断して、昭和22年1月25日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和22年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年1月21日、同社D支店における資格取得日に係る記録を同年7月6日、E社（現在は、B社）F支店における資格喪失日に係る記録を26年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、21年1月から同年3月までは200円、同年7月は450円、26年4月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月21日から同年4月1日まで
② 昭和21年7月6日から同年8月1日まで
③ 昭和26年4月26日から同年5月1日まで

A社及び同社が商号変更になったE社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、両社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された申立人に係る職員名簿及び経歴書により、申立人は、A社C支店に昭和21年1月21日から同年6月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

そして、B社は、申立人は昭和21年1月21日から正社員として勤務しており、申立期間①における厚生年金保険料を控除していたと思われる旨回答していることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和21

年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、200円とすることが妥当である。

次に、申立期間②及び③について、上記職員名簿及び経歴書から判断すると、申立人は、A社及び同社が商号変更になったE社に継続して勤務し（A社C支店から同社D支店に異動。昭和26年5月1日にE社F支店から同社G支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②に係る異動日については、上記職員名簿により昭和21年7月1日であることが確認できるところ、上記被保険者名簿によると、申立人のA社C支店における資格喪失日は同年7月6日とされていることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和21年8月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から450円、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のE社F支店における26年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A社において支払われた賞与についての問合せが日本年金機構から届き、平成 15 年から 19 年までの期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間以外の賞与については、日本年金機構において職権訂正されたが、申立期間の賞与については、厚生年金保険料控除額が特定できないとして記録訂正に至らなかった。申立期間についても標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年の源泉徴収簿並びに申立人から提出された同年の給与明細書及び同年 12 月の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿、給与明細書及び賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていないこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年9月から同年12月までは16万円、19年1月は14万2,000円、同年2月及び同年3月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から19年4月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額より低いことが分かった。申立期間における給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成18年9月から同年12月まで、19年2月及び同年3月について、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は16万円又は17万円であり、オンライン記録の標準報酬月額13万4,000円より高いことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成19年1月について、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は16万円、報酬月額に見合う標準報酬月額は14万2,000円であるところ、オンライン記録の標準報酬月額は13万4,000円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいず

れか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年9月から19年3月までの標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、18年9月から同年12月までは16万円、19年1月は14万2,000円、同年2月及び同年3月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、算定基礎届により、事業主は申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って行っていることが確認できることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成18年4月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されており、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において社内異動はあったものの、同社には継続して勤務し、給与も継続して受けていたので、年金記録に空白期間があるとは考え難く、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社（A社の業務の一部を承継した会社）が提出した、申立期間においてA社から同社C営業所に異動した元従業員に係る経歴証明書及び当該元従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年7月21日に同社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社には継続して勤務しており、保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の複数の元従業員の供述及び元従業員から提出された給料明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年10月2日に同社から同社の関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡している上、B社も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はC工場からD工場に異動した期間に当たるが、同社に継続して勤務していたことは間違いなく、年金記録に空白期間が生じているのは理解し難いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る在職証明書、昭和44年7月1日にA社C工場から同社D工場に異動した複数の元従業員の供述及び元従業員から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日にA社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時、申立人の資格喪失届に係る手続を誤ったことを認めていることから、事業主は、昭和44年6月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から43年3月まで
② 昭和43年4月から47年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和39年*月頃に区の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳になった頃に母親が区の出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと母親から聞いているとしているが、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は申立期間後の平成12年8月17日に厚生年金保険の記号番号により付番されていることから、申立期間①及び②は、当該付番時点では時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間①は国民年金加入期間として当該付番日に記録追加されていることがオンライン記録で確認できることから、申立期間①及び②は、当該記録追加以前においては連続した未加入期間であったと考えられ、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する上記付番日に交付された年金手帳以外に手帳を受領、所持した記憶は無いとしているなど、申立期間①及び②当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から平成2年9月までの期間及び4年3月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から平成2年9月まで
② 平成4年3月から5年3月まで

私は、昭和56年8月に会社を退職した後、区支所で国民年金の加入手続を行い、その後、転職するたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料は区支所窓口又は通りすがりの金融機関等で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年8月に会社を退職した後に区支所で国民年金の加入手続を行い、その後も厚生年金保険適用事業所を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしているが、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は申立期間後の平成9年1月に厚生年金保険の記号番号により付番されていることから、申立期間①及び②は、当該付番時点では時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、11年11月29日に国民年金加入期間として共に記録が追加されていることがオンライン記録で確認できることから、当該記録追加以前においては未加入期間であったと考えられ、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、区支所の窓口又は金融機関等で毎月保険料を納付していたとしているが、具体的な金融機関名を覚えていない上、申立期間当時に申立人が居住していた区の保険料の収納方法が、昭和61年9月までは3か月ごとであり、申立人の説明と一部相違するなど、申立人は保険料納付に関する記憶が明確でない。

さらに、申立人は現在所持する厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外に手帳を所持した記憶は無いとしているなど、申立期間①及び②当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定

申告書等)は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、昭和51年3月に専門学校を卒業した際に、父から国民年金及び国民健康保険の加入について確認されたので、区役所又は区出張所で加入手続を行った。加入手続の際に、過去2年分の国民年金保険料を支払うように促されたので、2年分の保険料として2万円から3万円くらいを窓口で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の53年1月に払い出されている。

また、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳以外に年金手帳を所持していたことはなかったとしている上、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする区に係る国民年金手帳記号番号払出簿の昭和51年3月前後の部分を調査した結果、申立人の氏名は無いなど、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持している上記年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は「昭和51年4月1日」と記載されているように、申立期間は、申立人が国民年金の被保険者資格を取得する前の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から56年10月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した昭和55年12月に当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行い、再就職するまでの期間の国民年金保険料を郵便局又は金融機関で定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年12月に当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の59年9月に当該区で払い出されており、この払出時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間当時居住していたとする区に係る国民年金手帳記号番号払出簿の申立期間部分を調査した結果、申立人の氏名は無い上、申立人は、平成6年頃に新しい手帳を再交付してもらい、それまで所持していた加入手続を行った時に持参した手帳を廃棄したとしているが、申立人が現在所持する再交付された手帳には、昭和59年9月に払い出された国民年金の手帳記号番号が記載されており、申立人は上記2冊の手帳以外の手帳を所持していた記憶が明確でないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が明確でないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から44年9月までの期間、46年7月から47年5月までの期間、48年8月から同年10月までの期間、62年12月から平成4年2月までの期間、11年4月から15年3月までの期間及び同年8月から18年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年6月から44年9月まで
② 昭和46年7月から47年5月まで
③ 昭和48年8月から同年10月まで
④ 昭和62年12月から平成4年2月まで
⑤ 平成11年4月から15年3月まで
⑥ 平成15年8月から18年4月まで

私は、昭和41年2月頃に専門学校へ入学するために上京し、20歳になってから市役所で国民年金の加入手続きを行い、会社を退職後も適宜国民年金への再加入手続きを行い、全ての申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④までについては、申立人は、20歳（昭和41年*月）になった頃、国民年金の加入手続きを行い、その後は会社を退職するたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、当該期間に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号は、年金番号払出表の払出年月及び申立人の番号より前の第3号被保険者の該当処理日から、平成5年10月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間①から③までの期間及び申立期間④のうち平成3年8月までの期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立期間①及び③については、申立人は、集金人が来たので保険料を納付して、領収証書をもらったと説明しているが、申立人が申立期間①当時居住していた市では印紙検認方式による保険料の徴収が行われており、申立期間③当時居住していた区では徴収員による保険料の集金制度が昭和46年10月に終了していることから、申立人の説明は、当時の保険料徴収方式と異なり不自然である。

加えて、申立人の手帳記号番号の払出時期（平成5年10月頃）から、申立期間④のうち3年9月以降の保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。

2 申立期間⑤及び⑥については、申立人の手帳記号番号の払出時期（平成5年10月頃）から、保険料の現年度納付が可能であるものの、申立期間⑤は48か月、申立期間⑥は33か月と長期間であり、これだけの期間において金融機関及び行政機関が納付に係る事務処理を誤るとは考え難い。

また、申立期間⑤及び⑥は、オンラインシステムが導入された後の期間であり、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られている上、平成9年1月からは基礎年金番号制度が導入されており、当該期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人は、平成16年頃にAセンターで年金の受給確認を行い、保険料納付済月数が300か月に4か月足りないことを知り、4か月分の保険料を納付したと説明しているところ、申立人から提出された領収証書及びオンライン記録から、16年2月20日に発行された15年4月から同年7月までの保険料に係る納付書で、16年7月2日に同期間の保険料を納付していることが確認でき、これによって申立人の保険料の合計納付月数は300か月となり、申立人の説明は、オンライン記録の状況と一致する。

加えて、申立人は、口頭意見陳述において、上記4か月分の保険料を納付した後は、保険料を納付していないと明確に説明している。

3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から13年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から13年11月まで
私は、平成11年に会社を退職後、区で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、生活が大変だったので国民年金保険料を納付していないときもあったが、年金に時効があることは知っていたので時効にならないように遡って全ての保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年12月に会社を退職後、A区において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと説明しているところ、戸籍の附票により、9年5月20日にA区に転居していることが確認できるが、オンライン記録により、申立人がA区の前に居住していたB区を管轄する社会保険事務所（当時）において、12年2月21日に申立人の氏名が記載されている勧奨関連対象者一覧が作成されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人が申立期間当時に居住していたA区への住所変更処理は平成16年1月27日に行われ、その翌日の28日に13年12月から16年2月までの保険料を一括納付していることが確認でき、同時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間は、オンラインシステムが導入された後の期間であり、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られている上、平成9年1月からは基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年6月まで

私の母は、平成3年4月頃に区役所から国民年金の加入案内が届いたので、私の国民年金の加入手続を行い、私が同年8月から8年7月まで住民登録を実家のある区に残したまま海外に留学し、現地で就職していた期間も含めて国民年金保険料を金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が平成3年4月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人が唯一所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、申立人が当時居住する区が作成した「氏名検索簿」から8年8月2日に払い出されたことが確認でき、同時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる調査の結果、申立期間に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後の平成6年7月から8年3月までの保険料を同年8月19日に過年度納付していることが確認できるところ、当該納付時点で納付可能な期間の保険料を過年度納付したと認められる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13654 (事案 9507 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から48年9月まで

私は、大学卒業後の昭和39年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付し続けていた記憶がある。平成19年10月に別の読みの氏名で私の厚生年金保険の加入記録が見つかった経緯があることから、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間のうち昭和48年10月から同年12月までの期間については、申立人が所持する領収証書及び附則18条納付者リストにより、申立人は、50年12月に第2回特例納付で24か月の国民年金保険料を納付していることが確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、また、過年度保険料は特例納付保険料よりも低額であったことから、当該期間の過年度保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である、ii) 申立期間のうち46年3月から48年9月までの期間については、申立人が所持する46年の確定申告書の社会保険料控除欄に保険料額の記載が無いこと、47年及び48年の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額は、当時の国民年金保険料額及び国民健康保険料額を合わせた金額に大きく不足することなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月22日付けで申立期間のうち昭和48年10月から同年12月までの期間について記録訂正することが必要である旨の通知が行われている。

今回、申立人は、当初申立て時に記録訂正が認められなかった昭和46年3月から48年9月までの期間を含む39年4月から48年9月までの期間について再度申立てを行っているが、今回再申立てを行うに当たり、申立人から新たな証言、資料等の提出は無い。また、申立人から提出された年金手帳及び納付済みに係る領収証書に記載されている

国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和 49 年 8 月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の保険料の大部分は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、大学卒業後の昭和 39 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 7 日から 34 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 46 年 2 月に退職するまで、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、A社は解散しており、申立期間当時の事業主から回答を得ることができない上、解散時の事業主は、資料は廃棄しており申立人のことも知らないと供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び解散時の事業主が厚生年金保険事務の担当者であったとしている元従業員から回答を得ることができず、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できる連絡先の判明した3人の被保険者のうち回答を得た二人は、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入については知らないと供述している。

さらに、上記被保険者名簿において昭和 34 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得した申立人を含む5人に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿における記号番号について、同日に連番で払い出されていることが確認できる上、当該被保険者名簿に不自然な記載も見られない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳が確認できた二人に係る当該被保険者台帳における資格取得日は、上記被保険者名簿における資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 16 年 5 月 1 日まで

A社の代表取締役であった期間のうち、厚生年金保険の加入期間が、わずか3年半しか無いのは納得できないので訂正してほしい旨第三者委員会に申し立てたところ、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

今回新たな資料として、申立期間においてA社が事業を継続していたことを示す資料(平成14年及び15年分)を提出するので、再審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、平成7年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、16年5月1日に再び適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない期間であること、ii) 8年5月13日から16年5月2日までの期間に、申立人はB市の国民健康保険に加入していたことから、同社において健康保険及び厚生年金保険に加入していたとは考え難いこと、iii) 申立人は、同社が行っていた業種については、監督機関であるC入国管理局から社会保険への加入が義務付けられており、その確認資料を提出するので調査してほしい旨申し立てしているところ、同局は、関係法令に基づき定められている基準(5名以上の職員を常勤で雇用していること。)を踏まえ、雇用事実を確認するため、事案に応じて職員に係る社会保険及び労働保険への加入が確認できる資料の提出を求めるとした上で、16年に申立人から提出された7人分の健康保険被保険者証の写しが保管されているのみで、それ以前の資料等は現存しておらず、申立期間における同社の社会保険加入の事実については不明である旨回答していることから、既に当委員会の決定に基づき、23年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たな資料として、申立期間の一部においてA社が事業

を継続していたことを示すものだとする資料を提出し、当該資料は、C入国管理局が5人以上の職員がいたことを認めていたということであるため、第三者委員会が同局及びD税務署から関連資料を入手すれば厚生年金保険に加入していたことが明らかになるはずなので、再度調査を行い、記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された資料からは、申立人がE大使館宛てに提出した、平成14年及び15年分における本邦への芸能人招へい手続関連資料であることが確認できるが、当該資料の中に申立人の申立期間における厚生年金保険の加入を裏付ける資料は確認できない。

また、C入国管理局の回答は、上記通知文のとおりである上、申立人に対して、申立期間においてA社に勤務していた従業員に関して確認できる資料について照会したところ、確認できる資料は無いと供述している。

さらに、D税務署に照会を行ったが、A社に関する資料を得ることができず、申立期間において同社が厚生年金保険に加入していたことを確認することができない。

以上のことから、今回提出された資料からは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 45 年 10 月 29 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 42 年 4 月に学校の紹介で入社し、社長から年金証書を受け取った記憶がある。また、健康保険証を使用して耳鼻科にも通院していたので、厚生年金保険には加入していたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社（昭和 52 年 6 月 16 日設立、平成 9 年 12 月*日解散）の元監査役から提出された申立人に係る給料支払明細書の控えから、申立人は、申立期間のうち昭和 43 年 3 月から 45 年 6 月 30 日までA事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記明細書によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる上、申立期間当時におけるA事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった事実は確認できない。

また、申立人は、A社の親会社とするB社において厚生年金保険の被保険者となっていた可能性がある旨主張しているが、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 10 年 2 月 1 日からであり、申立期間当時は適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 24121 (事案 17888 及び 23630 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から同年 6 月 23 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい旨第三者委員会に再度申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。

今回新たに、健康保険厚生年金保険新規適用届、厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、'98 DIARYを提出するので、精査検証の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年6月23日より後の同年6月24日付けで、遡って41万円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる一方、申立人は、同社の代表取締役であり、保険料の負担が困難になり、自身が社会保険事務所(当時)に相談に行き、厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続を行ったとしていること、また、その際、申立人は、標準報酬月額の減額について説明を受けたことも了承した記憶も無いとしているものの、代表印は自身が保管していたとしており、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難いこと等から、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないと、既に当委員会の決定に基づき、23年6月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、平成9年分及び10年分の所得税の確定申告書並びにB年金事務所からの報告書(平成23年11月21日付け及び同年12月12日付け)を提出するので、再検証の上、標準報酬月額を訂正してほしい旨主張して再申立てを行った。

しかしながら、平成10年分の所得税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額及びB年金事務所からの報告書に係る損益計算書記載の法定福利費からは、申立人が主張する標準報酬月額に見合う申立期間の厚生年金保険料、4か月分が納付されたことを確認することができないことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、24年9月5日付けで申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできずとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たに、健康保険厚生年金保険新規適用届、厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、'98 DIARYを提出するので、精査検証の上、標準報酬月額を訂正してほしい旨主張し申立てを行っている。

しかしながら、当委員会は、これまで、A社の厚生年金保険の新規適用日が平成10年2月1日であり、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が訂正前は59万円であったことを前提の上で判断しており、申立人から提出された健康保険厚生年金保険新規適用届、厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書は、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人から提出された'98 DIARYからうかがえる、申立人が平成10年6月22日に社会保険事務所を訪問したとの事実は、翌日の23日が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日であること、及び翌々日の24日が減額訂正する処理が行われたことと矛盾するものではなく、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
A 省（現在は、一部の業務を B 社が継承）C 局 D 分室で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は臨時補充員として勤務したと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された勤務記録カードにより、申立人は、任用期間が昭和 41 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの臨時補充員として、A 省 E 研修所で勤務を開始し、同年 4 月 26 日に C 局勤務に、同年 7 月 1 日に事務員を命ぜられたことが確認できる。

しかしながら、B 社は、勤務記録カード以外の当時の資料を保存しておらず、申立人が E 研修所に所属した期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である旨回答している。

また、B 社は申立人と同日に入局し E 研修所所属となった臨時補充員について、人事管理システム上対象者を特定できないと回答している上、申立人も同僚を覚えていないことから、当該期間の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が E 研修所に所属した期間について、同研修所に係る事業所別被保険者名簿によると、当該期間に被保険者資格を取得した者はおらず、健康保険の欠番も見当たらない。

次に、申立人が A 省 C 局で勤務した期間について、同局に係る事業所別被保険者名簿によると、同局が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 9 月 8 日と記録されており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社は、勤務記録カード以外の当時の資料を保存しておらず、申立人が C 局で勤務した期間の保険料控除については不明である旨回答している上、同社の担当者は、

厚生年金保険の適用事業所でない期間に給与から保険料を控除することはなく、C局を所管する組織での加入も考え難い旨供述している。

さらに、B社は、当時C局長であったとする者は既に死亡している上、申立人と同時期にC局に入局した臨時補充員について、人事管理システム上対象者を特定できないと回答しており、申立人も同僚を覚えていないことから、当該期間の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月から 30 年 12 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同社の代表者を特定することができない。

また、申立人がA社の共同経営者であったと記憶している二人は、共に死亡しており、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができないほか、当該二人は、オンライン記録によると、いずれも申立期間の一部において、別の事業所において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚は、「申立人を知っているが、数十年も昔のことでは記憶が定かでないため、申立人が申立期間にA社に勤務していたかどうかについて覚えていない。私は同社ではなく、B社に勤務していた。」と回答している。

加えて、申立人は、A社はC社D所の下請会社であったと供述しているところ、下請会社の組合組織であるE会は、申立期間は同会が発足する前の期間である上、保有している昭和 58 年以降の組合員名簿にも申立事業所は見当たらない旨供述していることから、A社がC社D所の下請会社であったか否かについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から2年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に正社員として勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る雇用保険の記録から、申立期間のうちの平成2年1月2日から同年9月29日までの期間について、同社に勤務していること、また、同社は、オンライン記録から、申立期間において厚生年金保険及び政府管掌健康保険の適用事業所となっていることが確認できる。

しかしながら、A社に係るオンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者及び政府管掌健康保険被保険者としての記録は無い。そして、オンライン記録のA社に係る被保険者整理番号に欠番が無いことから、申立人の厚生年金保険被保険者記録及び政府管掌健康保険被保険者記録が欠落したものとも考えられない。

一方、申立人は、申立期間を含む昭和63年10月20日から平成2年12月1日までの期間について、B区役所の記録において、国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

このように、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していることから、A社が加入している政府管掌健康保険には加入していたとは考えられない。

そして、厚生年金保険に係る届出は、政府管掌健康保険の届出と併せて、社会保険事務所（当時）に対して提出されるものであることから、政府管掌健康保険の被保険者となっていないということは、厚生年金保険の被保険者でもなかったものと考えられる。

さらに、仮に、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったとすれば、A社の事業主からは、資格取得届、報酬月額算定基礎届及び資格喪失届の3回の届出が

社会保険事務所に対し提出されていたはずであるが、これら3回の届出がいずれの機会においても当該社会保険事務所が誤って記録していないとは考えられず、また、報酬月額算定基礎届及び資格喪失届において、社会保険事務所及び同社が申立人の厚生年金保険被保険者記録が無いことに気付かなかったとは考えられないことから、同社が、申立人の厚生年金保険に係る届出を行っていなかったものとするのが自然である。

これらのことから、A社が、申立期間において、申立人を厚生年金保険被保険者として、その給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年4月1日まで
A会に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同会に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A会に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたとするA会は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、いずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A会に係る商業・法人登記簿謄本によると、同会は、昭和23年8月*日に解散し、当該登記簿謄本で確認できる申立期間当時の役員の連絡先は不明である上、申立人が記憶している同僚について、連絡先を特定できた1名に申立人の同会における勤務状況等について照会したが、回答を得られないため、これらの者から、申立人の同会における勤務状況及び同会の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及びA会の厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月12日から33年1月31日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、A社（B社から名称変更）において、B社が作成した「脱退手当金請求控」が保管されており、同請求控の申立人の欄に、昭和33年2月26日に同社が申立人に係る脱退手当金の請求手続を行い、申立人が同年4月22日に当該脱退手当金を受領したことを同社に連絡した旨が記載されていることから、申立人が当該脱退手当金を受領したことがうかがえる。

また、このようなB社における脱退手当金の取扱いについて、A社は、「申立期間当時、B社では、退職する際、口頭で脱退手当金の説明を行い、従業員に代わって、社会保険事務所（当時）への請求手続を行っていた。脱退手当金は、代理して受領後、退職金に併せて支払うか、又は、退職金とは別に後日、現金書留で送金していた。」と回答している。

なお、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和33年4月17日に支給決定されているなど、社会保険事務所における当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 25 日から同年 7 月 16 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業したB市立C中学校から提出された「昭和 39 年 3 月 17 日 B市立C中学校卒業証書授与台帳」によると、申立人の同中学校卒業後の勤務先はA社と記載されていることが確認できる上、申立人及び複数の元従業員の同社における業務内容についての供述がおおむね一致していることから判断すると、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に中学校を卒業後、同社に入社したと考えられる者を含め、住所が判明した 61 人の元従業員に照会したところ 32 人から回答があったが、いずれも申立人を記憶していないとしており、申立人の勤務期間を確認することができない。

また、A社の当時の総務部長を含む複数の元従業員は、「同社に入社した者は正社員であり、全員厚生年金保険に加入していた。」旨供述しているものの、当該総務部長は、「同社では厚生年金保険の加入手続に3週間ほど要しており、当該手続をする前に退職した従業員については厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない。」旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立期間において健康保険証の番号に欠番は見当たらず、社会保険事務所（当時）の処理に不自然な点も見当たらない。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 19 日から 44 年 6 月 1 日まで
② 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 12 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の元従業員は、「申立人は営業の補助として勤務しており、約6か月の在籍で、昭和43年5月頃に会社を辞めたと記憶している。」旨供述し、元社会保険事務担当者は、「申立人は短期間で会社を辞めた。当時は社長の指示に従って適正に事務手続をしていたので、申立人が申立てどおりに勤務し、保険料を控除されていたとは思わない。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人に係る資格喪失届は昭和43年5月25日に提出されていることが確認できるなど、社会保険事務所（当時）の処理に不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、B社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人に係る資格喪失日が昭和45年9月1日であること及び「健保証返納」の記載が確認できる上、同社から提出のあった失業保険被保険者資格喪失確認通知書においても、申立人に係る離職日は同年8月31日であることが確認できる。

また、B社の元従業員は、「申立人は同社に勤務していたと思われるが、勤務期間までは覚えていない。」旨供述している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、B社において、昭和44年11月26日に被保険者資格を取得し、45年8月31日に離職していることが確認できる。なお、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は同年8月1日に厚生年金保険の適用

事業所となっており、それより前の期間において、適用事業所としての記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。